



平成27年5月22日

各 位

会 社 名 新内外綿株式会社
 代 表 社 名 取締役社長 福井 眞吾
 本 社 所 在 地 大阪市中央区備後町三丁目2番6号
 コード番号 3125 東証第2部
 問 合 せ 先 経營業務部長 長門 秀高
 (TEL 06-4705-3781)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月19日開催予定の第93期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって取締役および監査役の責任を法令の定める範囲内で免除することができる旨、また、業務執行を行わない取締役および監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を規定するため、第31条(取締役の責任免除)および第41条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、第31条の新設については、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

<p>第31条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 定款変更議案決定取締役会 | 平成27年5月22日(金) |
| (2) 定時株主総会開催予定日 | 平成27年6月19日(金) |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 平成27年6月19日(金) |

以 上